

# 市職員の給与などの状況

問い合わせ 人事・行政管理グループ

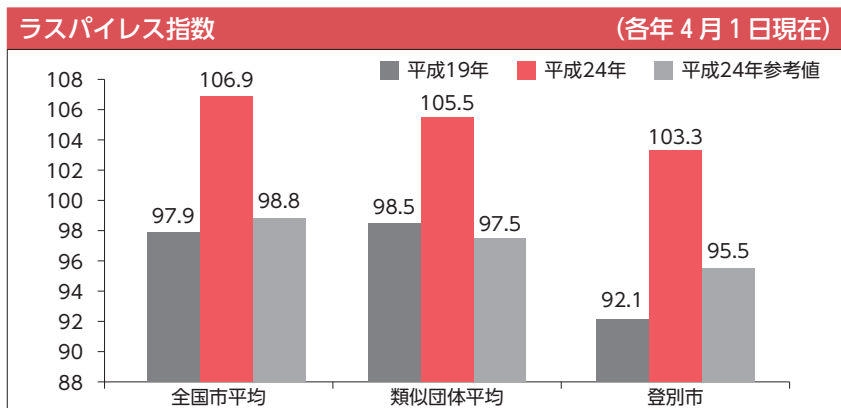
(☎851132)

市職員の給与は、「登別市職員の給与に関する条例」に基づき、その職務と責任に応じて支給される給料と扶養・通勤手当などの諸手当を支給しています。また、給与の改定は、国の人事院勧告に準じて行っています(国の場合は、毎年度、人事院が国家公務員の給与を民間の給与水準と均衡させることを目的に行う勧告に基づき、改定が行われています)。  
今月号では、皆さんにより一層ご理解をいただくため、市職員の給与などの状況をお知らせします。

## ◇総括

職員数	人件費					1人当たり人件費
	給料	期末・勤勉手当	左記以外の手当	共済費等	計	
人 449	千円 1,624,820	千円 587,098	千円 996,110	千円 541,093	千円 3,786,022	千円 6,849

※『人件費』は、市長・副市長・教育長を含み、嘱託員や臨時職員、議員、各種委員は含みません。  
※『一人当たり人件費』は、退職手当や市長・副市長・教育長の給与は含みません。



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
※平成24年参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

給料・手当	社会保険など	計
千円 572,297	千円 78,520	千円 650,817

## ◇平均給与・初任給など

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40歳7ヶ月	300,654円	358,090円
技能労務職	47歳5ヶ月	309,700円	362,721円

※『平均給料月額』は、職種ごとの基本給の月額平均。『平均給与月額』は給料と扶養手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計した月額平均。

区分	登別市	国
大学卒	172,200円	172,200円
高校卒	140,100円	140,100円

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	担当員	担当員	主任	主査・主任	主幹	次長・主幹	部長・次長
職員数	31人	31人	54人	72人	46人	6人	10人
構成比	12.4%	12.4%	21.6%	28.8%	18.4%	2.4%	4.0%

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	265,983円	310,744円	355,095円
高校卒	224,675円	276,600円	317,282円

## ◇職員の手当

区分	登別市		国
6月期	期末	1.225月分 (1.025月分)	0.675月分 (0.875月分)
12月期		1.375月分 (1.175月分)	
計	3.95月分		同じ

※期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスにあたります。  
※( )は職務の級が7級の職員(特定管理職員)に適用されます。  
※職務の級などによる加算措置があります。

区分	登別市		国
	自己都合退職	勲奨・定年退職	
勤続20年	23.03月分	28.79月分	同じ
勤続25年	32.83月分	38.96月分	
勤続35年	46.55月分	55.86月分	
最高限度額	55.86月分	55.86月分	

時間外勤務手当		
区 分	平成23年度決算	平成24年度決算
支給実績	106,099千円	115,278千円
平均支給年額	291千円	318千円

特別職などの報酬など (4月1日現在)			
区 分	月 額	期末手当の支給割合	
給料	市 長	870,000円	6月期 1.900月分 12月期 2.050月分 計 3.950月分 (一般職と同様に加算措置があります)
	副市長	700,000円	
	教育長	600,000円	
報酬	議 長	400,000円	
	副議長	350,000円	
	議 員	320,000円	

その他の手当 (4月1日現在)		
手当名	内容と単価	
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
	配偶者がいない職員の扶養親族1人目	11,000円
	満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	5,000円
住居手当	借家 限度額	27,000円
	持家 5年目まで	6,000円
	6年目以降	5,000円
通勤手当	バス等利用者 限度額	55,000円
	自家用車等利用者 限度額	24,500円
管理職手当	部長職	57,386円
	次長職	46,128円
	主幹職	36,940円
特殊勤務手当	徴収・消防・ごみ取扱業務など15種類 従事する勤務の特殊性に応じて支給	

※このほか、地域手当、宿日直手当、夜勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当があります。

## ◇職員数

部門別職員数 (4月1日現在)				
区 分	職員数 (人)		対前年増減数 (人)	
	平成24年	平成25年		
一般行政部門	議 会	5	5	
	総務企画	84	80	△ 4
	税 務	23	23	
	民生	80	84	4
	衛生	23	24	1
	労働	1	2	1
	農林水産	7	8	1
	商工	15	14	△ 1
	土木	36	34	△ 2
	小 計	274	274	0
特別行政部門	教 育	34	33	△ 1
	消 防	86	83	△ 3
	小 計	120	116	△ 4
普通会計合計		394	390	△ 4
会計企業部門等	水道	16	15	△ 1
	下水道	13	13	
	その他	26	26	
	小 計	55	54	△ 1
総 合 計		449	444	△ 5

※市長、副市長、教育長を除く。

職員の任免 (各年4月1日現在)					
区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規採用者	23人	27人	22人	23人	23人
退職者	27人	25人	24人	27人	

## ◇勤務時間やその他の勤務条件

- 勤務時間 月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで（勤務時間が変則の勤務者は、1日につき7時間45分となるように割り振る）
- 休憩時間 12時15分から13時まで
- 休日など 土・日曜日、祝日法による休日、年末年始の休日（12月31日から翌年の1月5日まで）
- 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇（給与削減あり）

## ◇平成24年度の職員の分限処分状況

分限処分			
分限処分の内容	事 由	該当職員数	処分の根拠法など
休職	心身の故障のため	4人	地方公務員法

### その他の処分

処分の種類	処分事案数	人数	処分の根拠法など
停職	2件	2人	職員の懲戒処分並びに訓告及び
嚴重注意	4件	8人	嚴重注意の措置に関する基準

## ◇平成24年度の職員の研修状況

職員の研修状況				
	基本研修	特別研修	自己啓発	計
受講者数	382人	1,314人	117人	1,813人

## ◇職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務に専念すること（サービスの根本基準）が義務付けられており、このほかに『法令等及び上司の職務上の命令に従う義務』をはじめとする義務、禁止および制限事項が定められています。

この服務規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となるほか、状況によっては刑罰の対象になる場合があります。

市は、交通事故防止や選挙時の服務規律の遵守など、機会のあるごとに職員に周知しています。

## ◇職員の福祉および利益の保護の状況

### ○平成24年度の職員の福祉の状況

健康診断受診状況		
健康診断の種類	対象者数	受診者数
総合健康診断	312人	298人
定期健康診断	140人	139人

### 公務災害補償制度の適用状況

適用件数	3件
------	----

### ○利益の保護の状況について

職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

また、懲戒などの処分を受けた職員は、公平委員会に行政不服審査法による不服申し立てをすることができます。

平成24年度においては、職員からこのような措置要求や不服申し立ては、ありませんでした。